

感染症対策に活用できる補助金です

お店の感染症対策は万全ですか？

補助上限
10万円

補助対象経費
の10/10

各業界団体が定めるガイドライン等に沿って取り組む**感染症対策**「飛沫感染防止の亚克力板やビニールカーテン、非接触式体温計や消毒液の購入」などの経費を補助するものです。飲食店が新たに業態転換（テイクアウトや宅配等）に要した経費も対象です。

【対象者】

- ①中小企業者又は個人事業主で、
 - ②来店型の店舗を県内に有する事業者
- ・ **飲食業・小売業・サービス業**（宿泊業含む）
※中小企業者を構成員とする団体も可

【補助額】

補助対象経費について、10万円を上限に実費
（実際に支払った金額を補助します。）

【補助対象期間】

令和2年4月1日～12月31日

※令和2年4月1日以降で交付決定前に着手した経費も支払いの確認ができれば対象

【補助対象期間】

令和3年1月8日（金）



【対象となる対策事例】



フェイスシールド



非接触型体温計



センサー付き水道蛇口



亚克力板

補助対象経費

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のために行う対策であること。
- 業種別ガイドラインが策定されている分野は、そのガイドラインに基づく対策であること。

【業種ごとの感染拡大予防ガイドライン】岩手県ホームページ

https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyuu/iryuu/covid19/category_guideline.html

- 対象となるもの・ならないもの

※ 囲みの物品は、消耗品扱いとして、上限を3万円までとします。（鉄道・道路旅客運送業除く）

●店舗における感染症対策

分類	対象（申請できます）	対象外（申請できません）
飛沫感染防止・接触感染防止	アクリル板・カーテン等（材料費も可）、レジにおける感染防止対策（電子決済、セルフレジ、自動券売機等の導入）、個人防護具（フェイスシールド、ゴーグル等）、 使い捨てマスク 、 使い捨て手袋	本来業務に必要な衛生・清掃器具（ゴミ袋、割り箸、レジ袋、アメニティグッズ、掃除用具、ゴミ箱、トイレ便器等）
距離の確保	パーテーション、カーテン等、屋外で営業する場合の物品（椅子やテーブル、日よけ等）、店舗の改装、ポスターや張り紙による来客への案内	オンラインでの予約システム、リモートでの接客対応（オンライン授業やリモートでの相談、打合せ）、従業員のテレワーク
換気	換気扇、空気清浄機、エアコン、扇風機、送風機、窓、網戸	交換用フィルター
消毒	消毒ポンプなど消毒用品、 消毒液 、 除菌シート 、営業再開時などの店内清掃の委託	日常的な清掃業務の委託、リネン類や制服等のクリーニング
手洗い	センサー式水道蛇口、 石けん 、 ペーパータオル	
体調管理	非接触型体温計、サーモカメラ	
諸経費	対象物品の購入に係る送料、対象物品のリース・レンタル	物品の維持費（修理費用、電気料、保証料等）、従業員人件費や役員報酬、専門家への相談料や謝金、申請手続きに要する経費（郵便料、手数料、交通費等）

●飲食店における業態転換（テイクアウト、デリバリー、移動販売）

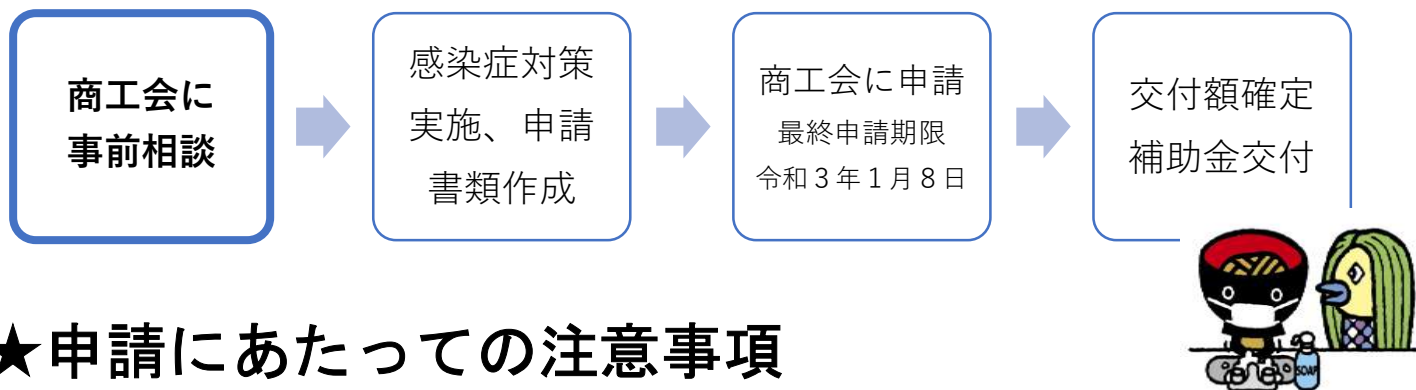
分類	対象（申請できます）	対象外（申請できません）
販売促進費	メニュー表やチラシの作成・印刷・配布、広告・PR動画・サイトの制作・掲載、看板・のぼり・POPの制作	制作のためのハードウェアやソフトウェア（パソコンや編集ツール等）、ノベルティグッズ
車両費	自動車・バイクのリース・レンタル、自転車・台車など軽車両の購入	自動車・バイクの購入、車両の維持費（保険料、車検費用等）
器具備品費	Wi-Fi導入費、タブレット端末、運搬容器、ショーケース、移動販売用の調理器具	既存の器具の買い換え（調理器具、通信機器など）
工事費	営業許可の基準を満たすための設備の導入や厨房の改装	
手数料	宅配代行サービスに係る初期登録料、月額使用料、配送手数料	
消耗品費	弁当容器 、 使い捨て食器 、 割り箸 、 おしぼり 、 手提げ袋	

対 象 業 種

業種	大分類	中分類
飲食業	M (宿泊業、飲食サービス業)の一部	76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
小売業	I (卸売業、小売業)の一部	56 各種商品小売業 57 織物・衣服・身の回り品小売業 58 飲食料品小売業 59 機械器具小売業 60 その他の小売業 ※ 自動車等の移動販売により小売する事業所を含む
サービス業	G (情報通信業)の一部	38 放送業 39 情報サービス業 41 映像・音声・文字情報制作のうち下記 小分類4 1 1 (映像情報制作・配給業) 小分類4 1 2 (音声情報制作業) 小分類4 1 5 (広告制作業) 小分類4 1 6 (映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業)
	K (不動産業、物品賃貸業)の一部	69 不動産賃貸業・管理業 70 物品賃貸業
	L (学術研究、専門・技術サービス業)	71 学術・開発研究機関 72 専門サービス業 (他に分類されないもの) 73 広告業 74 技術サービス業 (他に分類されないもの)
	M (宿泊業、飲食サービス業)の一部	75 宿泊業
	N (生活関連サービス業・娯楽業)	78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 80 娯楽業
	O (教育、学習支援業)	81 学校教育 82 その他の教育, 学習支援業
	P (医療、福祉)	83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業
	R (サービス業)の一部	88 廃棄物処理業 89 自動車整備業 90 機械等修理業 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業 95 その他のサービス業
運輸業	H (鉄道業、道路旅客運送業)の一部	42 鉄道業のうち下記 小分類4 2 1 鉄道業 細分類4 2 1 1 (普通鉄道業) 43 道路旅客運送業のうち下記 小分類4 3 1 (一般乗合旅客自動車運送業) 小分類4 3 2 (一般乗用旅客自動車運送業) 小分類4 3 3 (一般貸切旅客自動車運送業)

(参考基準：総務省「日本標準産業分類(平成25年10月改定)」)

中小企業庁「日本標準産業分類第13回改訂に伴う中小企業の範囲の取扱いについて」



★申請にあたっての注意事項

- 業種や購入した物品等が補助対象になるか、事前に商工会にご相談ください。
- 申請できるのは1事業所につき1回のみです。
- 消費税は補助対象外となりますので、税抜価格を補助対象経費として算定してください。
- 次の場合は、補助対象外となります。
 - ・ 他制度による補助を受けているもの
 - ・ 感染症対策としての利用実態が認められないもの（私的利用、販売やレンタル用途）
 - ・ 通常の生産活動のための設備投資の費用、単なる更新の費用と解されるもの
 - ・ 支出時点の市場価格や一般的な売価と比べて著しく高額と認められるもの

★申請書類・添付資料

八幡平市商工会HP → 事業者のページ → 八幡平市商工会新型コロナウイルス感染症関連情報に様式掲載 <https://www.shokokai.com/hachimantai/kaiin.html>

書類	備考
補助金申請書兼請求書（様式第1号）	
支出（購入）した経費が実際に支出されていることがわかる書類（支出した経費の①支払者と支払先、②内容や数量、③支出金額、④支払日 が確認できるもの）	領収証、レシート（宛名のないものは不可）、発注・契約書等の写し 設置した物品の現地写真など追加資料を提出していただく場合があります。
受取口座通帳の写し	通帳の表面（①店番号、②口座番号）、通帳の2面（③名義（カタカナ）が記載された面
【法人の場合のみ】 法人登記事項証明書又は法人番号が分かる資料の写し	法人番号が分かる資料（法人番号指定通知書、法人番号公表サイトの検索結果画面の画面印刷等）
【個人事業主の場合のみ】 代表者の確認書類（公的機関が発行する証明書等の写し いずれか1点）	運転免許証、パスポート、健康保険証、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、マイナンバーカード（個人番号カード）等
【代表者（申請者）と振込口座名義が異なる場合】 代理受領に関する委任状	